

平成31年度高齢者活躍人材確保育成事業技能講習会 業務委託仕様書

1 委託事業名

平成31年度高齢者活躍人材確保育成事業 技能講習会

2 事業の目的

高齢者がシルバー人材センターの新規会員を確保するため高齢者が興味を示し、自信をもって就業できるよう必要な技能講習を行うことを目的とする。

3 委託期間

平成31年5月1日から平成32年3月末日の期間中、各講習会の実施期間内

4 委託業務内容

(1) 講習会内容

ア ハウスクリーニング講習会

① 講習会対象者

・現にシルバーの会員でない高齢者(平成32年3月31日時点で満60歳以上の方)

② 開催回数・時間・会場

・年4回(苅田町、福岡市、大木町、行橋市)開催 各会場10名の参加
・各回2日間の講習とする事[1日5時間(10:00～16:00)]

③ 開催時期

・平成31年7月、9月(2回)、12月

④ 内容(企画提案)

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

・基本的な作業項目である使用洗剤の知識
・効率的な作業方法
・作業の安全等、具体的な実習を通じた技能の習得

⑤ 委託上限金額

950,000円(消費税別途)

イ 調理補助講習会

① 講習会対象者

・現にシルバーの会員でない高齢者平成32年3月31日時点で満60歳以上の方)

② 開催回数・時間・会場

・年4回(福岡市3、久留米市、)開催 各会場10名の参加
・各回2日間の講習とする事[1日5時間(10:00～16:00)]

③ 開催時期

・平成31年8月、10月(2回)、平成32年1月

④ 内容(企画提案)

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

・食品衛生法や食中毒の予防知識
・食材管理の基礎知識、調理の基本
・冷蔵庫、冷凍庫の管理
・栄養素の種類、年齢に沿った食事の提供
・鮮魚、食肉の加工等を座学及び実習により具体的に学ぶ

⑤ 委託上限金額

835,000円(消費税別途)

ウ 剪定・チェーンソー講習会

① 講習会対象者

・現にシルバーの会員でない高齢者(平成32年3月31日時点で満60歳以上の方)

② 開催回数・時間・会場

・年3回(遠賀町、岡垣町、豊前市)開催 各会場10名の参加
・各回3日間の講習とする事[1日5時間(10:00～16:00)]

③ 開催時期

- ・平成31年10月、平成32年1月、2月
- ④ 内容(企画提案)
講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。
 - ・整枝剪定の方法
 - ・庭園樹の剪定、樹木の管理、肥料の与え方等の実習
 - ・剪定用具やチェーンソーを安全に操作する為の知識
- ⑤ 委託上限金額
1,084,000円(消費税別途)

エ 刈払機講習会

- ①講習会対象者
 - ・現にシルバーの会員でない高齢者(平成32年3月31日時点で満60歳以上の方)
- ② 開催回数・時間・会場
 - ・年6回(筑紫野市、糸島市、田川市、宗像市、北九州市、みやこ町)開催各会場10名の参加
 - ・各回2日間の講習とする事[1日目5時間(10:00～16:00)、2日目4時間(10:00～15:00)]
- ③ 開催時期
 - ・平成31年6月(2回)、7月、10月、11月、平成32年1月
- ④ 内容(企画提案)
講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。
 - ・刈払機を安全に取り扱うための知識と操作方法
 - ・刈払機取扱作業安全衛生教育修了証の発行
 - ＊福岡労働局長登録教習機関のみ
- ⑤ 委託上限金額
975,000円(消費税別途)

オ 介護・家事援助講習会

- ①講習会対象者
 - ・現にシルバーの会員でない高齢者(平成32年3月31日時点で満60歳以上の方)
- ② 開催回数・時間・会場
 - ・年8回(朝倉市、筑後市、豊前市、須恵町、中間市、古賀市、大野城市、大牟田市)開催各会場10名の参加
 - ・各回3日間の講習とする事[1日目4時間(10:00～15:00)、2・3日目各5時間(10:00～16:00)]
- ③ 開催時期
 - ・平成31年5月、6月、10月2回)、11月(3回)、12月
- ④ 内容(企画提案)
講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。
 - ・接遇の基本と接客のマナー心得
 - ・介護サービスの基本(高齢者の尊厳と自立、心身の基本的理解、認知症の理解)
 - ・家事援助の基本
- ⑤ 委託上限金額
1,836,000円(消費税別途)

- (2) 講師手配及び当日運営(ア～オ講習会共通)
 - ・講師の手配及び講習会当日の運営を行うこと

- (3) 委託金額に含まない費用
 - ・講師旅費 ・補助講師旅費 ・会場賃借代 ・教材(テキスト)費は連合会が直接負担するので見積に含まないものとする。

5 その他

- ・本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施すること。
- ・受託者は、本業務で知りえた秘密の第三者への漏洩、資料及びデータの紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。